



第2104回定例研究会
報告資料(2010.5.25)

各国の農業保険制度について ーフランス・スペイン・ギリシャ・アメリカー

農林水産政策研究所 国際領域
吉井邦恒

報告事項

1. はじめに
2. EUの農業保険制度について
 - (1) 共通農業政策と農業保険
 - (2) フランスの農業保険
 - (3) スペインの農業保険
 - (4) ギリシャの農業保険
3. アメリカの農業保険制度について
4. おわりに

2

1. はじめに

1-1 農業保険とは

- 本報告で取り上げる「農業保険」
 - 加入者は、保険数理に基づいて計算された保険料を支払う
 - 加入者が生産する農産物の収量や価格が一定水準以下に低下した場合に、プールされた保険料から、保険金が支払われる

		収量の減少	
		保証対象	保証対象外
価格の低下	保証対象	収入保険	価格保険
	保証対象外	収量保険 (作物保険)	

1-2 農業保険と政府の助成

- 農業保険が対象とする自然条件等に起因するリスク
 - 情報の非対称性による逆選択やモラルハザード
 - システミック・リスク(干ばつ、冷害等同時に大多数の農業者に被害)
- 保険設計上あるいは運営上、民間部門で適切に解決することができない場合、政府が農業保険に関与
 - 保険料補助・運営費用補助
 - 再保険を実施
- 複合リスク(Multiple Risk)を対象とする農業保険に対して政府助成を行うことについては、一定のコンセンサス
(WTO農業協定でも一定の要件を満たす農業保険は削減対象外)

5

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

1-3 各国の農業保険の概要

農業保険制度の各国比較(2010年度)

	アメリカ	フランス	スペイン	ギリシャ	日本
制度創設	1938年	2002年	1978年	1961年	1947年
実施主体	民間保険会社	民間保険会社	民間保険会社連合組織	政府機関	農業共済団体等
保険料補助	60%弱(保証水準により38~100%)	65%	50%程度(グループごとに補助率を積上げ)	なし	50%(例外あり)
運営費補助	連邦政府が全額負担(保険料の一定割合)	付加保険料補助	付加保険料補助	なし	国が定額負担
公的再保険	あり(一部民間活用)	なし	あり(一部民間活用)	なし(政府保証による借入れ)	あり(民間活用なし)
加入	すべて任意加入	すべて任意加入	すべて任意加入	一部義務加入	一部義務加入
収入保険	実施	未実施	未実施	未実施	一部災害PQ方式

6

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2. EUの農業保険制度について

2-1-1 EUにおける農業保険と国家助成

- 自然災害等による損失への補償措置として、**国家助成 (State Aid)**に関するEUの規則に基づき、加盟国が災害支払い、農業保険の保険料補助等を実施(**EUの助成なし**)
- 農業保険の保険料補助
 - 保険料の80%まで助成
 - ✓ 自然災害(地震、なだれ、地滑り、洪水等)や不測の事態(戦争、騒乱・ストライキ、核、工場事故等)による被害に対する保険
 - ✓ 天候不順(霜、雹、凍結、豪雨、干ばつ等)であって過去3年平均の30%を超える被害に対して支払いが行われる保険
 - 保険料の50%まで助成
 - ✓ 天候不順や動植物の病気による被害に対する保険

2-1-2 EUにおける農業保険の実施状況

- EUの農産物の被害対策は、特別援助(災害支払い)による支援が中心で、雹以外を対象とした農業保険は少数の国でのみ実施
 - 義務的な農業保険の加入システムを採用(ギリシャ、キプロス)
 - 官民協同で公的支援の下で、複合的なリスクに対応できる農業保険を実施(スペイン、ポルトガル、イタリア、フランス、オーストリア等)
 - 公的な支援はないが、雹害その他限定的なリスクに対応する農業保険を実施(上記以外の諸国)

9

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-1-3 EU諸国の農業保険・災害対策

EUで実施されている農業保険・災害対策

国名	単一リスク	複合リスク	収量保険	収入保険	農家単位 収量保険	間接的 index保険	安定化口座	災害基金	特別援助	情報入手年
オーストリア	PS	PS	PS	-	-	##	-	GF	GF	2006
ベルギー	P	-	-	-	-	-	-	GF & GC	-	2006
ブルガリア	P	P	-	-	-	-	-	GF	GF	2006
キプロス	GC	GC	-	-	-	-	-	-	GF	2006
チェコ	PS	PS	-	-	-	-	-	-	GS?	2006
デンマーク	P	-	-	-	-	-	-	P+ GC	GF	2006
エストニア	P*	-	-	-	-	-	-	-	-	2006
フィンランド	P*	P*	-	-	-	-	PS	-	GF	2006
フランス	P	P	PS	#	PS	##	-	GS	-	2006
ドイツ	P	-	-	-	-	-	-	GS?	GF	2006
ギリシャ	G	GC+GS+G	-	-	-	-	-	-	GF	2006
ハンガリー	P	P	-	-	-	-	-	-	GF	2006
アイルランド	P	-	-	-	-	-	-	-	GF*	2006
イタリア	PS	PS	PS	-	-	-	-	GF	-	2006
ラトビア	PS	-	-	-	-	-	-	GF?	GF	2006
リトアニア	PS	-	-	-	-	-	-	GF	GF	2006
ルクセンブルク	PS	PS	PS	##*	-	-	-	-	GF*	2006
オランダ	P	-	-	-	-	-	-	GC	-	2006
ポーランド	P(\$#)	-	-	-	-	-	-	GF	GF	2006
ポルトガル	PS	PS	-	-	-	-	-	GS	-	2006
ルーマニア	PS	PS	-	-	-	-	-	-	GF	2006
スロバキア	PS	PS	-	-	-	-	-	?	?	2006
スロベニア	PS**	P	-	-	-	-	-	-	GF	2006
スペイン	PS	PS	PS	\$	-	PS	S	-	GF	2005
スウェーデン	P	P	-	-	-	-	S	-	GF	2000
イギリス	P	-	-	-	-	\$	-	-	GF*	2006

P: 民間保険・非補助 PS: 民間保険・一部補助 G: 公的保険・非補助 GS: 公的保険・一部補助 GG: 公的保険(強制加入)・一部補助 GF: 政府実施・全額補助
#: バイロットプログラム ##: 計画中 *: 家畜のみ \$: 失敗

10

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-1-4 ヘルス・チェックと農業保険

- 2005年 EU委員会「農業におけるリスクと危機管理」
 - EULEベルのリスク管理手段として3つのオプションを提示
 - ✓ 保険料補助への拠出、再保険
 - ✓ 相互基金への助成
 - ✓ 所得危機に対する基本保証の提供
- 2008年11月 共通農業政策のヘルス・チェック
 - National Ceiling(各国の単一支払いの支払上限額)の10%分を農業保険の保険料補助の助成等に使用することが認められた
 - ✓ 保険料への公的な補助率は65%が上限(うちEUの拠出分は75%が上限)
 - ✓ WTO協定との整合性(過去3年平均の30%を上回る損失)

11

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-2-1 フランスの農業災害対策

- これまで、農産物被害に対しては、FNGCAを中心に、雹害保険が補完する形で対応
- FNGCA(全国農業災害保証基金)
 - 1964年創設。国の財政資金と農業者からの拠出金を原資に、国が認定した天災(雹以外)による被害に対して補償金を支払う制度
 - 地域ベースでの被害状況(収量、生産額)を勘案して、支払率を決定(被害額の12%~45%、平均支払率は25%程度)
 - FNGCAの問題点
 - ✓ 支出額の年度間変動が大きい
 - ✓ 手続きが複雑で支払いまで時間がかかる
 - ✓ 地域ベースでの補償額計算のため、個々の農業者の損失は反映されないが、拠出自体は個々の農業者の事情に応じて支払い。個人のリスクに応じた負担・補償とはなっていない

12

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-2-2 フランス農業保険の略史と実施体制

- 農業保険の導入
 - 雹害保険は18世紀から実施。1990~2004年まで保険料補助
 - 農業者の個々のリスクの状況に応じた保証を提供するため、2002年から農業保険に対する保険料補助を試験的に実施
 - 2005年から飼料作物を除く全作物を対象に複合危険作物保険を導入
- 農業保険の実施体制
 - 民間保険会社を全面的に活用。相互間の自由競争(実際には、10社程度が参入しているが、トップ会社が圧倒的シェア)
 - 政府は、保険料補助の対象となる保険商品の必要なスペックを提示

13

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-2-3 フランス農業保険の主なプログラム

- 作物別保険
 - 作物ごとに保険契約
 - 基準収量(5中3年平均)、保証価格(作付前の販売価格)
 - 25%以上の足切り部分に保険料補助を適用
- 農家単位保険
 - 2種類以上の作物を全面積の80%以上に作付する必要
 - 保険金の計算のときに、複数作物の収量を相殺(金額換算)
 - 20%以上の足切り部分に保険料補助を適用

14

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-2-4 フランスの農業保険に対する助成

- 保険料補助
 - 保険料補助は、毎年度政令で決定。2005～09年までの保険料補助は、状況に応じて、毎年度変更(25～45%)
 - 予算総額を上回る助成は行わず、補助率を引き下げ
 - 保険料補助は純保険料だけでなく付加保険料に対しても適用
- 再保険
 - 政府による公的な再保険は実施されていないが、法案審議の状況で検討する可能性(今後の加入率の上昇等)
 - 政府としては、公的再保険は不要という考え

15

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

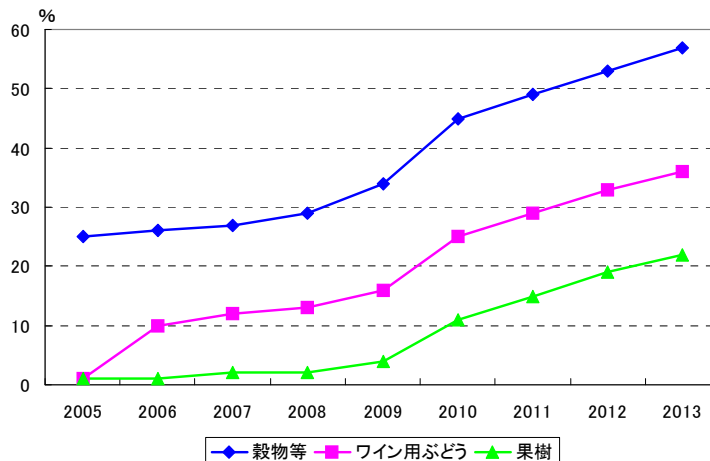
2-2-5 フランスの農業保険をめぐる新しい動き

- 2010年度からの保険料補助の大幅拡充
 - National ceiling分を活用して、保険料補助率を65%に引き上げ
 - ✓ 仏政府の予算は減額、EU分を引上げ財源に充てる
 - ✓ 加入率が上昇し予算が不足する場合には、補助率カット
 - ✓ 保険料補助は、直接農業者へ支払い(従来、保険会社が受領)
- DPA・貯蓄口座と農業保険のリンケージ
 - DPA
 - ✓ 税務申告するときに、貯蓄分を経費として控除できる
 - ✓ 指定された災害による収入減少の際に、加入している保険の足切り相当額まで引出できる(引出時に課税)
 - 民間保険会社のリンケージ商品
 - ✓ 個人の貯蓄口座への預入分(DPAに基づくものも含む)にボーナス金利

16

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-2-6 フランスの農業保険の面積加入率



資料: フランス農漁業省

17

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-2-7 フランスの農業保険の今後の展開方向

■ FNGCAから農業保険へ

- 農業災害リスクは3つレベルで管理
 - ✓ FNGCAは縮小。大災害(catastrophic)に対してだけ機能
 - ✓ 中程度のリスクは、FNGCAが対応していたものも含め、農業保険により管理
 - ✓ 収入・所得のわずかな変動は、貯蓄方式で対応

■ 収入保険の検討

- 現行のEU規則上、国が関与した収入保険は実施できない
- 支持水準の引下げ、単一支払いの徹底等で収入リスク管理が必要
- 民間保険会社に収入保険の検討を依頼(2010年中に小規模な試験実施もあり得る)
- 2013年以降のCAP改革で検討課題となることもあり得る

18

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-3-1 スペイン農業保険の略史と実施体制

■ 農業保険制度の創設

- 20世紀初頭から保険制度による農業災害の影響緩和を模索(国の直営保険方式、地域の相互保険方式、国が関与しない民間保険会社による保険販売等、いずれも失敗)
- 1978年に官民協同システムによる農業保険制度の創設(保険引受は1980年から開始)

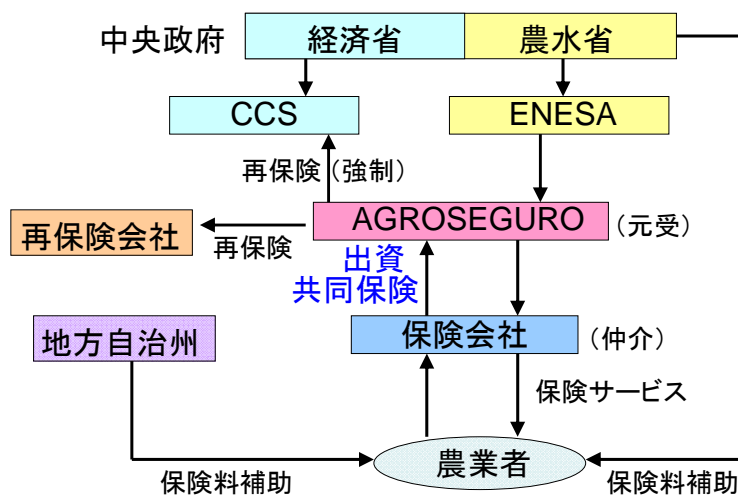
■ 農業保険の実施体制

- 全国農業保険公社(ENESA): 農業保険に関する指導監督、保険料補助(農漁業食料省が予算措置)、農業保険に関する調査研究、保険商品の開発、保険の宣伝普及等
- スペイン農業保険者連合会(AGROSEGURO): 元受保険会社として、保険会社等を通じた保険販売、保険料の徴収、保険料補助の管理、損害評価の実施、保険金の支払い、その他顧客に対するサービス業務等。民間保険会社・団体によって共同で出資・設立(現在27社)

19

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-3-2 スペイン農業保険の実施体制(仕組み)



20

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-3-3 スペインの農業保険のプログラム①

- 特定危険保険
 - 加入者が指定されたリスク(雹、霜、火災、洪水等)の中から1つ以上のリスクを選択して保証
 - ほ場単位で損害評価
 - 足切り割合は地域やリスクに応じて10～30%
- 地域収量保険
 - すべての自然災害リスクによる損害を保証する保険
 - ENESAが地域ごとに保証収量を設定

21

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-3-4 スペインの農業保険のプログラム②

- 農家別収量保険
 - 加入者の保険料率や保険金額を過去の生産実績に基づいて設定する方式で、干ばつも含めてすべての自然災害リスクによる損害を保証する保険
 - 損害評価に当たっては、雹と火災の被害はほ場単位、それ以外のリスクについては農家単位でみた保証収量と収穫収量の差で保険金の支払いを決定
 - 足切り割合は、雹と火災で10%、その他のリスクでは35%
- 家畜保険
 - 傷害、溺死、洪水による流失、転落等の事故の他にも、出産異常、乳房炎、その他の病気等により失われた経済的価値や治療費を保証
 - 干ばつによる飼料への損害への保証(衛星画像を用いたインデックス保険)

22

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-3-5 スペインの農業保険に対する助成

■ 保険料補助

- 国による保険料補助は、いくつかのタイプに分かれており、該当するタイプの補助率を合計したものを、加入者の保険料補助率として適用
 - ✓ 基本補助:すべての加入者に適用、契約するプログラムにより6段階
 - ✓ 団体加入加算
 - ✓ 職業的農業者や若手農業者、女性農業者に対する加算
 - ✓ 一つの保険証券で複数の作物を保証する契約に対する加算
 - ✓ 契約更新補助
- ENESAによる保険料補助率の合計は50%以下(State Aidに関する規則)
 - ✓ 中央政府と地方自治体からの補助額の合計が保険料収入に占める割合は約60%(2008年58.4%)。10%近くが地方自治体からの補助

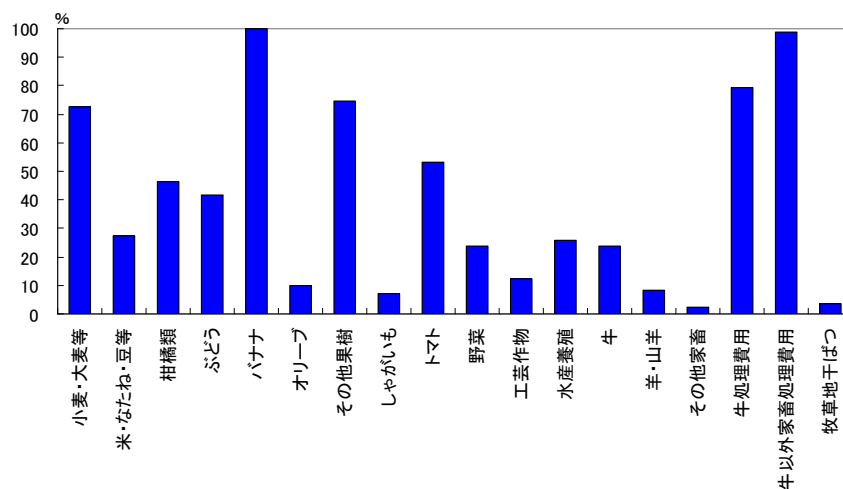
■ 再保険

- AGROSEGUROは、保有する責任の一部を経済金融省が管轄する保険補償協会(CCS)に強制的に再保険
- CCSに出再した残りの責任部分は、民間再保険会社を活用

23

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

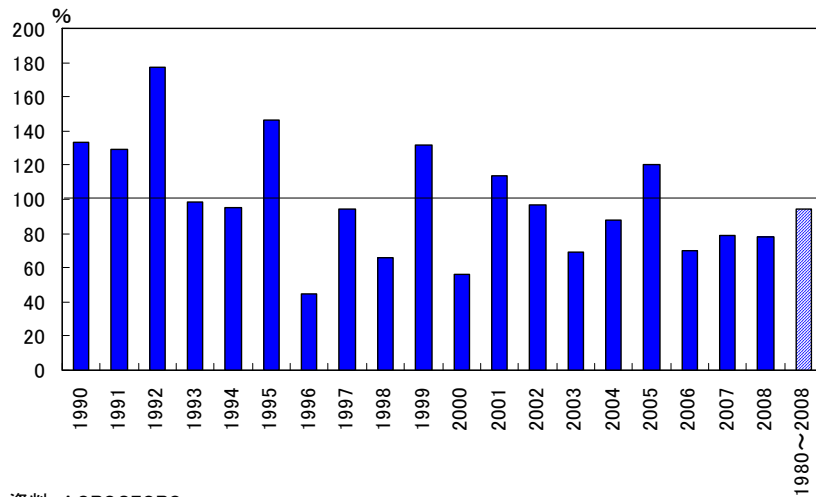
2-3-6 スペイン農業保険の加入率(2008)



24

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-3-7 スペインの農業保険のLoss-Ratio



資料: AGROSEGRO

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-3-8 スペイン農業保険の今後の展開方向

- 農業保険をより一般的な農業災害への対応手段とし、政府による災害支払いから脱却
- 農業者個人の収量データに基づく方式の普及
- 収入保険の研究(検討を行っているが、現行のEU規則の枠組みの中では実施できない)

26

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-4-1 ギリシャ農業保険の略史と実施体制

- 農業保険制度の創設
 - 1920年代以降、民間保険会社が雹害と家畜死亡に対する保険を実施。この他、相互扶助の協同組織でも保証
 - 1961年に社会保障制度の一環として農業保険機構の創設(社会保障と自然災害による農業者の損失を補てんするプログラム)
 - 1963年から、農業保険機構は**義務加入**方式により、雹害と霜害に対して全国的な作物補償制度を開始
 - 1988年には、農業保険機構から作物補償部門が分離され、新たにギリシア農業保険機構(ELGA)が農業保険を実施
- 農業保険の実施体制
 - ELGAが農業保険を引受から損害評価、保険金支払いまで実施
 - 民間保険会社(1社)がELGAの保険対象外の作物、家畜等や雹害について、ELGAの追加保証を実施

27

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-4-2 ギリシャの農業保険プログラム

- 義務加入制 *The insurance that ELGA provides is compulsory.*
 - 基本的にすべての作物や家畜を保険対象(施設園芸、家きん、豚は任意加入)
 - 加入者は、**対象作物の販売額の3%、対象家畜の販売額の0.5%を、税金の形で支払い**、それをELGAが受領(数理計算に基づく「保険料」とは異なるので、「特別保険拠出」とも呼ばれる)
- 作物被害に対する補償
 - 保険対象リスクは、ひょう、霜、暴風、洪水、高温、豪雨、降雪、塩害及び獣害
 - 20%を超える被害に対して保険金支払い(被害率の大きさにより控除割合が変わり、全損で保険金額の74.8%支払い)

28

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

2-4-3 ギリシャ農業保険の今後の展開方向

- 保険料補助はなく、また、ELGAは再保険は行わず、保険金支払財源不足時は、政府の債務保証で借入れを行い対応（現在、保険収支は毎年赤字で、ELGAは相当額の借入れを行っている模様）
- 「保険的な保証」制度から、保険制度への転換を計画
 - 保険料を保険数理に基づき計算し、農家に対して保険料補助
 - 民間保険会社を参入させ、官民協同システムを採用（ELGAの支出抑制）
 - そのための法案を審議中（本年2月現在の情報）

29

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3. アメリカの農業保険制度について

30

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

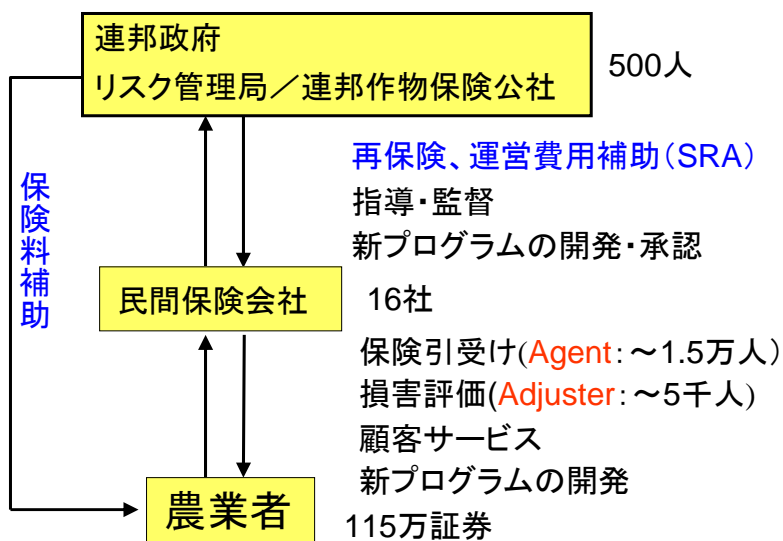
3-1 農業保険制度の略史

- 1938年創設: 連邦作物保険法—大恐慌対応、恒久法
- 1980年改正: 民間保険会社の活用、保険料補助開始
- 1994年改正: CATの導入
- 1996年 : 収入保険実施
: 農業法制定 (不足払い→直接固定支払い)
- 2000年改正: 保険料補助率の大幅引上げ
- 2008年農業法: 農業保険関係の財政負担削減措置

31

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-2 農業保険の実施体制



32

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-3 作物保険と収入保険の対象

	保険対象リスク	保険対象農作物等
作物保険 (収量保険)	自然災害等による収量の減少 ・干ばつ、凍霜害、湿潤害、暴風雨、洪水、病害、虫害、獣害、火災、噴火等	穀物・油糧種子、果樹、野菜、工芸作物、牧草、養蜂、養殖等
収入保険	収量の減少、価格の低下のいずれか、または、その両方による収入の減少 ・上記自然災害等に加えて、価格の低下	・とうもろこし、グレインソルガム、小麦、大麦、米、大豆、なたね、ひまわり、綿花 ・果樹(ペカン、チェリー等) [・畜産物(肉牛、酪農、豚等)]

33

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

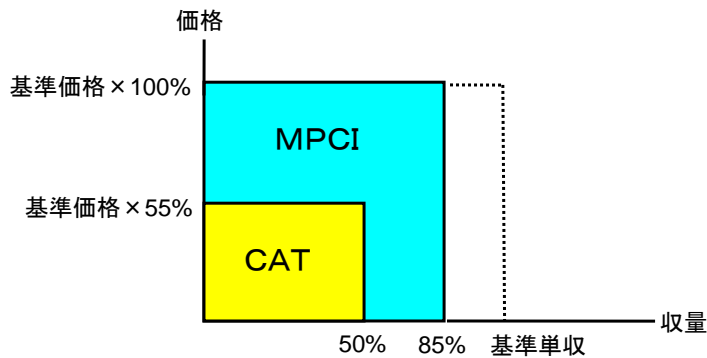
3-4 作物保険プログラム

- 農業者ごとの収量データに基づく保証
 - CAT(大災害作物保険プログラム)
 - ✓ 保証水準50%(5割を超える収量の減少のとき)、基準価格の55%で保険金支払い
 - ✓ 保険料は全額政府負担。手数料負担あり
 - MPC(複合危険作物保険プログラム)
 - ✓ 加入者が保証水準(50~85%)と保証価格水準(基準価格の55~100%)を選択。最低50/60、最高85/100
- 地域(郡)の収量データに基づく保証
 - GRP(Group Risk Plan)
 - ✓ 郡ベースの収量が、郡基準単収×保証水準を下回るときに保険金支払い
 - パラメトリックなインデックス保険(降水量、植生指数)

34

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-5 作物保険の仕組み



- 基準価格は作付前に決定されるUSDAの予測価格
- 基準単収は、過去4～10年間の収穫単収の平均 (APH)

35

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-6 収入保険プログラム

- 作物別の収入保険プログラム
 - 農業者個人のデータ
 - ✓ 農業者個人のデータと先物価格に基づく保証 (CRC、IP、RA (RA-HPO))
 - ✓ 農業者個人の過去の収入データに基づく保証 (果樹)
 - 地域データと先物価格に基づく保証 (GRIP)
- 農業経営単位の収入保険 (AGR、AGR-Lite)
 - 農業所得税申告書に基づき、1つの保険で加入者の全農産物からの農業収入の変動を保証
- 家畜の価格保険、マージン保険
 - 家畜頭数と先物価格に基づく保証

36

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-7 収入保険の基本的な特徴

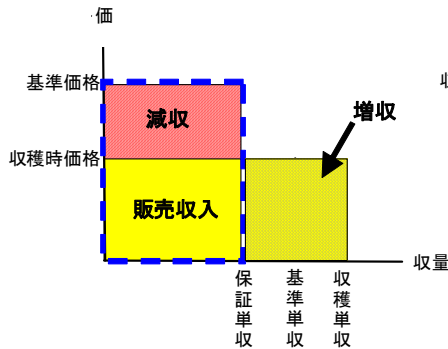
- 作物別の収入保険は、**収量の減少**または**価格の低下**による**収入の減少**を保証
 - **高収量・低価格**のとき、収量保険では支払われない保険金が支払われる可能性
 - **低収量・高価格**のとき、収量保険よりも保険金の額が少なくなる可能性
- 同一作物について、原則として、作物保険と収入保険の両方に、同時には加入できない

37

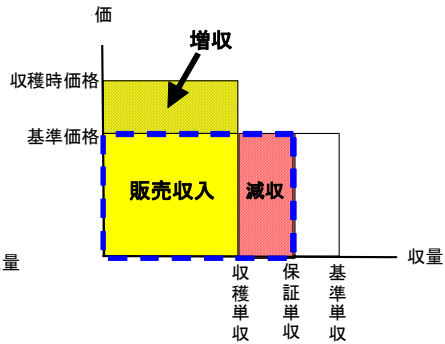
第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-8 収入保険における保険金支払いケース①

① 高収量・低価格の場合



② 低収量・高価格の場合

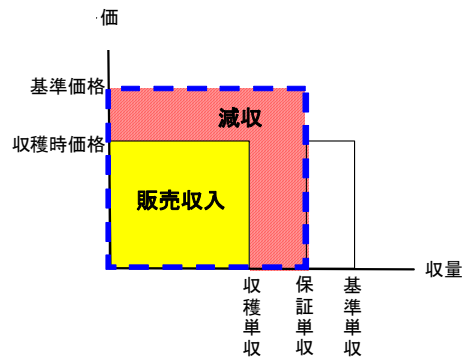


38

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-9 収入保険における保険金支払いケース②

③ 低収量・低価格の場合



39

3-10 作物別収入保険の概要(CRC/RA-HPO)

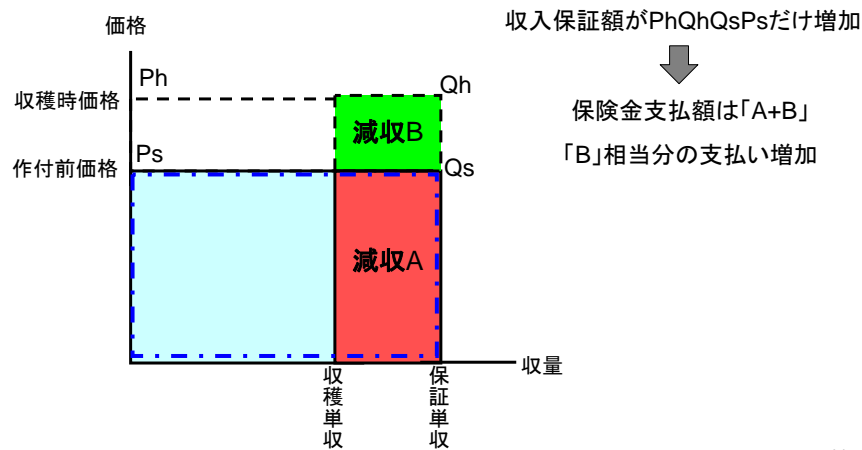
- 収穫時の受取収入額が収入保証額を下回るときに、その差額が保険金として支払われる(価格は先物価格、単収は個人)。
 - ✓ 収入保証額 = 基準単収 × max[作付前価格, 収穫時価格] × 保証水準
 - ✓ 受取収入額 = 収穫単収 × 収穫時価格
 - ✓ 保険金 = 収入保証額 - 受取収入額
- 収穫時価格 > 作付前価格のとき、収入保証額が増加
 - ← 先渡し契約(Forward Contract)への対応
- CRC/RA-HPOで保険金が支払われるのは、受取収入額が収入保証額を下回る場合であって、次のいずれかのケース
 - 収量の減少または価格の低下
 - 価格の上昇及び収量の減少(収穫時価格が基準価格よりも高く収入保証額が増加する一方で、受取収入額が減少)

50~85%

40

3-11 CRC/RA-HPOの仕組み

低収量・高価格であって、**収穫時価格 > 作付前価格**のときの保険金支払い



41

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-12 GRIP (Group Risk Income Protection) の概要

- 郡ベースの収穫収入が、郡ベースの基準収入を下回るときに保険金が支払われる
 - ✓ 支払基準収入 = 郡基準単収 × 作付前先物価格 × 保証水準
 - ✓ 郡収穫時収入 = 郡収穫単収 × 収穫時先物価格
- 過去の収量記録、損害通知・保険金請求は不要 (Paperless)
- 個人の受取収入の多寡は保険金支払いと関係しない
 - ✓ モラルハザードや逆選択の回避 (Index-type)
- 郡ベースのデータに基づき発動されるが、保険金の支払い可能性、単位面積当たりの保険金支払額は個人ごとに異なりうる
- 保険金支払いは統計データが公表される翌年春

42

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-13 AGR (Adjusted Gross Revenue) の概要

- 農業所得税申告書により農業収入を把握し、保険金額や保険金支払額を決定(1つの保険証券で家畜を含む複数の農産物を保証)
- 1999年度からpilot programとして実施。2010年度は18州を対象
- 農業収入が過去5年間の平均農業収入(承認AGR)の一定割合を下回るときに保険金支払い
 - ✓ $\text{基準収入額} = \text{承認AGR} \times \text{保証水準}$ (650万ドル未満)
 - ✓ $\text{算定収入額} = \text{当該年度の対象農業収入}$
 - ✓ $\text{保険金} = (\text{基準収入額} - \text{算定収入額}) \times \text{支払率}$
- 対象農業収入には、家畜からの収入は35%未満等の制限もあり、納税申告書記載の農業収入がすべてカウントされるわけではない。
- 支払いは、翌年春以降(納税申告後)
- 2003年度からAGR-Liteを実施。保険金額100万ドル未満とAGRよりも低い、家畜収入の制限なし。2010年度は34州を対象

43

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-14 果樹の収入保険①

- ペカン
 - 隔年結果のため、2年間ごとの契約方式(期間中は、保険金額、保険料等の条件に変更なし)
 - 収入保証額は、過去4年～10年(偶数年)の平均収入額に保証水準を乗じた額で、実際の販売収入がそれを下回ったときに保険金支払い
 - $\text{保険金} = \text{収入保証額} - \text{販売収入額}$
- チェリー(2010年度から試験的に実施)
 - 基準収入額は過去4年～10年の平均収入額に保証水準を乗じた額で、実際の販売収入がそれを下回ったときに、差額に支払率(85%)を乗じた額を保険金支払い
 - $\text{保険金} = (\text{基準収入額} - \text{販売収入額}) \times \text{支払率}$

44

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-15 果樹の収入保険②

- アボカド(2009年度で終了)
 - 加入者の基準収入額
= (加入者の平均収入額 ÷ 郡の平均収入額)
× 長期間の郡平均収入額
 - 保険金 = (基準収入額 × 保証水準) - 販売収入額

45

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-16 家畜に関する価格・マージン保険

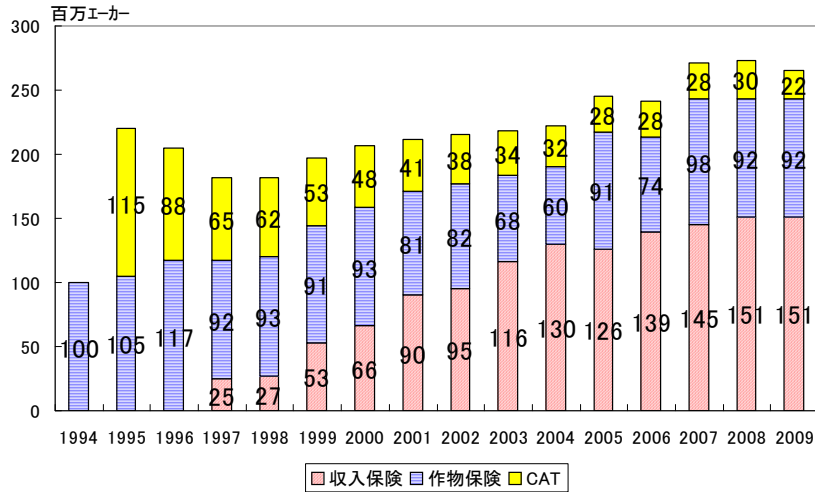
- LRP(Livestock Risk Protection)
 - 家畜の実際の期末価格が保証価格(= 予想期末価格 × 保証水準)を下回ったときに保険金支払い
 - 予想期末価格、実際の期末価格ともに、USDA公表価格
 - 保険料補助率13%が適用
 - 対象は、肥育牛、豚、羊
- LGM(Livestock Gross Margin)
 - 対象品目について、販売価格と投入費用(飼料・素牛)の差(= 実際のマージン)が保証マージンを下回ったときに保険金支払い
 - 販売価格、投入費用ともに先物価格
 - 対象は、肥育牛、豚、酪農

※ LRP、LGMともに、家畜の死亡、実際の売買価格・数量等には関係なし

46

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-17 農業保険加入面積の推移

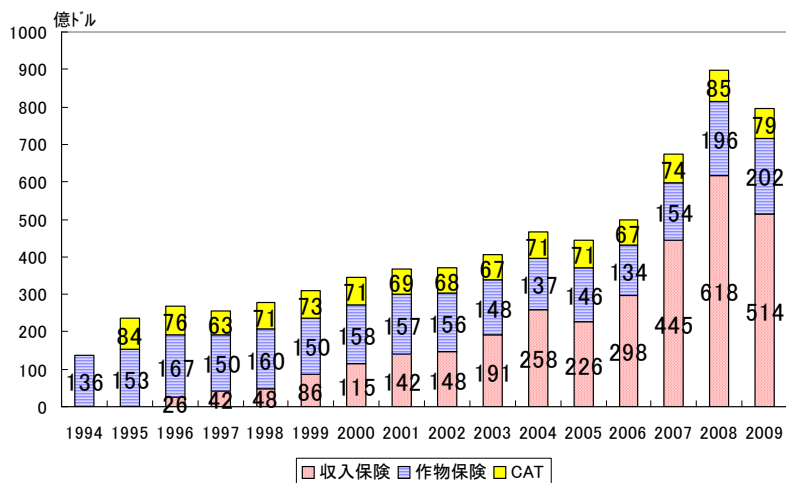


資料: USDA/FCIC as of May 10 2010

47

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-18 農業保険の保険金額の推移



資料: USDA/FCIC as of May 10 2009

48

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-19 保証水準別の保険料補助率

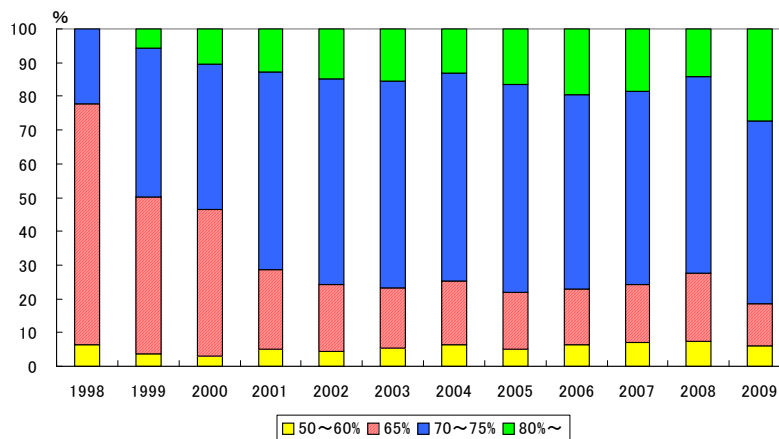
2000年農業リスク保護法により、農業保険の保険料補助率
を収入保険を中心に大幅に引上げ

保証水準	50%	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%
作物保険	55%	46%	38%	42%	32%	24%	17%	13%
収入保険	42%	35%	34%	32%	25%	18%	14%	10%
2001年～	67%	64%	64%	59%	59%	55%	48%	38%

49

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-20 保証水準別加入面積の割合(収入保険)



資料: USDA/FCIC as of May 10 2009

注: 収入保険について集計

50

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-21 主要作物の面積加入率と収入保険シェア

主要作物の面積加入率は8割程度
収入保険シェアが約4分の3

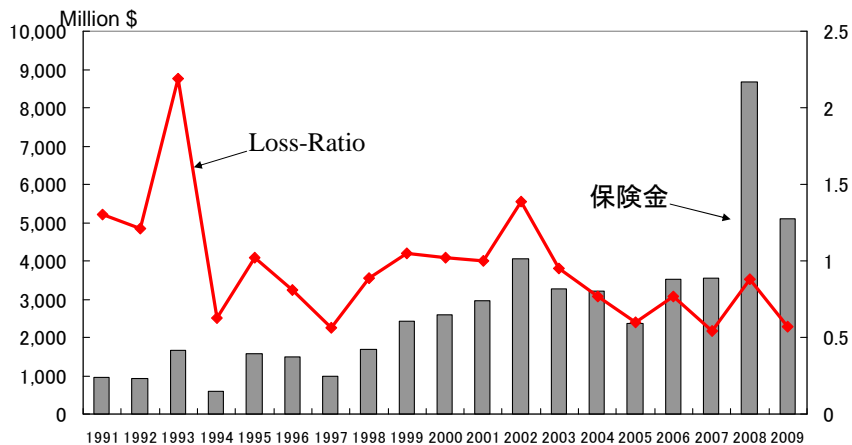
	2007年		2008年		2009年	
	面積加入率	収入保険シェア	面積加入率	収入保険シェア	面積加入率	収入保険シェア
とうもろこし	80.2	79.9	80.6	78.1	83.1	82.7
綿花	94.3	54.3	94.8	61.6	95.9	23.6
大豆	78.4	74.6	80.8	74.4	83.2	77.9
小麦	77.7	76.8	77.3	78.2	82.4	70.2

資料: USDA/FCIC as of May 10 2010, USDA/NASS

51

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-22 保険金とLoss-Ratioの推移



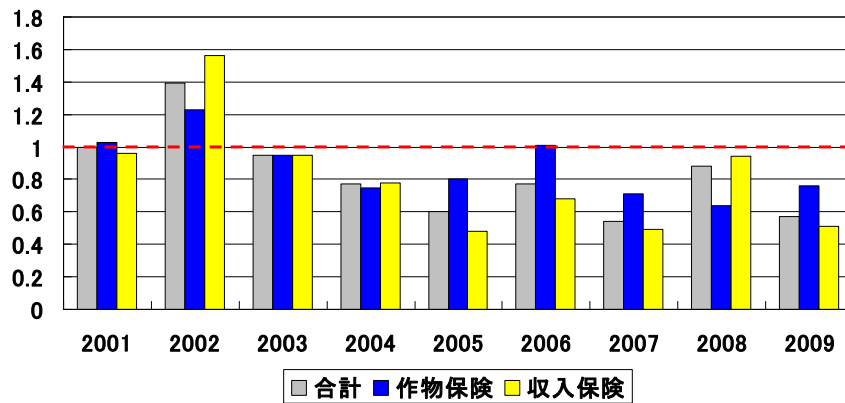
資料: USDA/FCIC as of May 10 2010

注. Loss-Ratio = 保険金 ÷ 保険料

52

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-23 作物保険と収入保険のLoss-Ratio

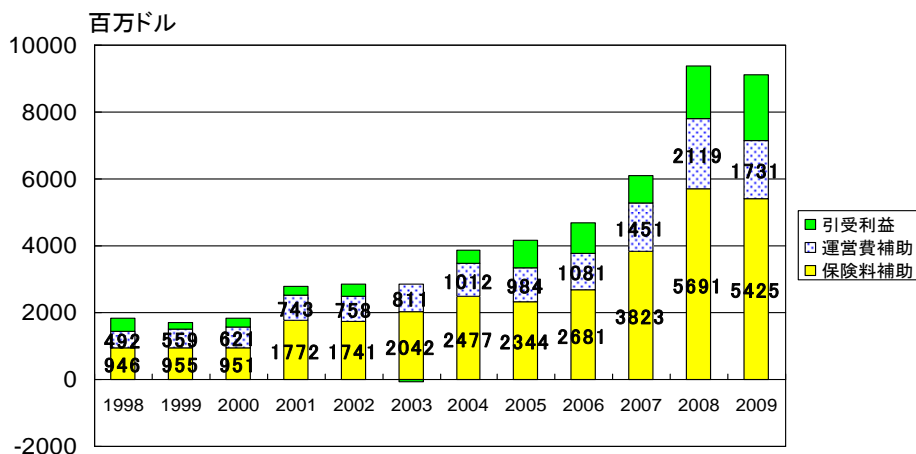


資料: USDA/FCIC as of May 10 2010

53

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-24 アメリカ農業保険への財政支出

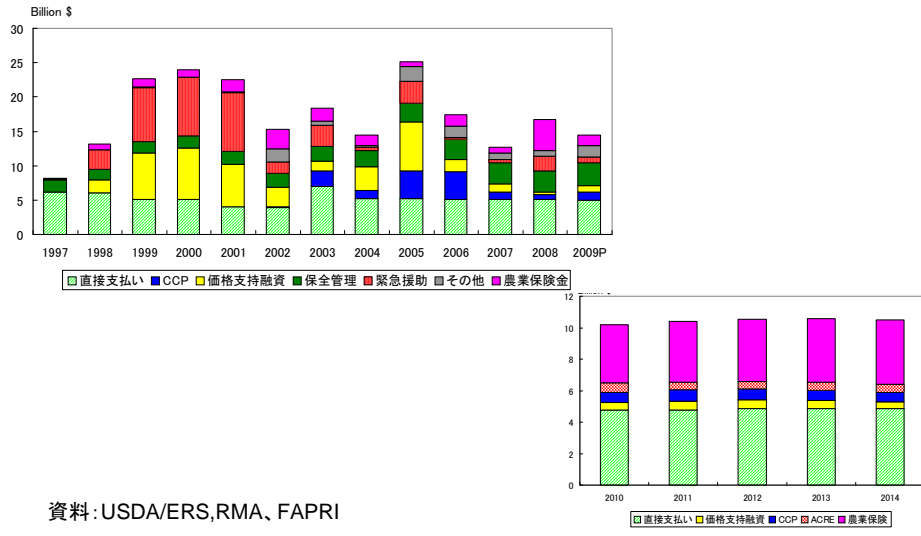


注. 保険料補助は事業統計ベース、運営費補助等は予算実績ベース。

54

第2104回 農林水産政策研究所 定例研究会報告資料(2010.5.25)

3-25 政府支払いと農業保険金の推移



4. おわりに

おわりに

- EUにおける農業保険とCAP post-2013について
- アメリカにおける農業保険と2012年農業法について
- 収入保険について